



(I) 司法権の独立

■ 司法権の独立…司法権は公正でなければならず、他の干渉を受けないようにする規則がいくつかある。

裁判所のみが司法権を持てるよう、日本国憲法下では^[1]の設置を禁止

①裁判官の職権独立(第 76 条 3 項)：裁判官は良心に従い、憲法・法律にのみ拘束=その他の圧力は除外！

例：[²] (1891) 大審院長であった児島惟謙が、国の圧力に屈せず正当な判決を行った事例

②規則制定権 (第 77 条)：訴訟に関する手続きなどを定める権利を持つ

③裁判官の身分保障：特例を除きクビにならない、相当額の報酬と身分が保障される



★定年以外で裁判官が罷免されるパターン

(i) 心身の故障のため、職務をおこなうことができないとされた場合

(ii) 国会が設置する^[3]で、罷免の判決を受けた場合

(iii) 国民による^[4]によって多数が罷免とした場合 (最高裁判所裁判官のみ)

(II) 裁判所と三審制

■ 裁判の種類 民事裁判と刑事裁判の違いは、プリント No.24 でまとめたものを参照してください。

※民事、刑事の他に、政府や地方公共団体が行う行政行為について適法性を争う^[5]がある。

■ 裁判所の種類

・ [⁶] …日本に一つだけある裁判所。天皇が任命する長官 + 14 名の裁判官で構成

・ 下級裁判所 [⁷] 裁判所：全国に 8 か所あり、控訴・抗告審を扱う

[⁸] 裁判所：各都道府県 + 北海道 4 か所の計 50 か所

[⁹] 裁判所：家事事件や少年事件などを扱う

[¹⁰] 裁判所：罰金 140 万円以下の請求や罰金以下の刑にあたる第一審を扱う

※日本国憲法では、特別裁判所の設置が禁止されている。戦前は皇室裁判所や軍法会議などが存在した。

※2005 年 [¹¹] ⇒ 知的財産権に関する訴訟を担当する。 [¹²] に設置

・ [¹³] : 国民の権利保障を確実にするために、3 回まで裁判を受けることができる制度
判決に不服があれば、上級裁判所にやり直し（上訴）を求めることが可能。

第一審判決を不服とした上訴を控訴、第二審判決を不服とした上訴を上告という。

・ [¹⁴] : 証拠が虚偽のものであったり、新しい事実が判明したりした場合、
裁判のやり直しができる制度 ⇒ 冤罪の防止

(III) 違憲審査権

■ 違憲審査権…裁判所が裁判を通して一切の法律・命令・規則などが憲法に反していないかを判断する権限

特に、最高裁判所は最終的な判断を下す場所であるとして^[15]と呼ばれる

憲法 9 条に関する違憲審査などでは、高度に政治的な問題であり裁判所では判断ができないとする

[¹⁶] という考え方があることもある。

これまで最高裁判所で違憲判決が出た例は少数であるため、どんな判例があるかを知っておくとよい。

★頻出：尊属殺人重罰規定、薬事法距離制限、衆議院議員定数不均衡など… 参照 教科書 105 資料集 95

※教科書 106 ページ左側の「刑事司法」部分は、プリント No.14 右面を参照してください。本プリントでは省略します。

(IV) 国民の司法参加

2000年頃より、司法制度の課題を受けて新たな改革が進められてきた。(司法制度改革)

- (1) 日本司法支援センター([¹⁷])の設置 … 経済的理由で弁護士を依頼できない人を援助
- (2) 2009年 裁判員制度の導入
有権者から無作為に選ばれた[]名の裁判員と、[]名の裁判官(プロ)の9名で審議を行う。
- (3) [¹⁸]制度の見直し
無作為に選ばれた国民が、検察官の不起訴処分について審査する制度。→ 2009年から強制起訴が可能に
- (4) 時効の制度改革 … 殺人罪の時効廃止・延長(2010年)
- (5) 司法取引制度の運用 … 被疑者や被告人が他人の犯罪を明かすことで自身の刑罰を軽減することができる
- (6) 法科大学院([¹⁹])の運用 … 法律家の増員を目指して開設(2004)

裁判員裁判のポイント

- (i) 死刑や無期懲役などの重い刑罰の事件が対象
- (ii) [²⁰]裁判の[²¹]のみで行われる
- (iii) 有罪無罪+刑罰の内容を全員で判断する

裁判員が選ばれる流れ

- ①有権者からくじで選ばれた人が候補者名簿に載る
- ②70歳以上や重病の人、妊娠中の女性などは辞退できる
- ③名簿の中から選ばれた人が、裁判所の呼び出しを受ける
- ④呼び出しを受けた人から、事件を担当する裁判員が決定
- ⑤裁判官とともに刑事裁判を担当する



裁判員制度の課題

- (i) 裁判員候補者の辞退率上昇
高齢化により裁判員候補者の確保が難しいことや、数週間かかる審理では職場を休んだり、家庭を空けて裁判員を引き受けることが難しいことが原因で、辞退率が半数を超えることも。
- (ii) 裁判員をすることでの心理的負担・ストレス
- (iii) 裁判は裁判のプロに任せるべきではないか?という意見

★諸外国の司法参加制度

- *²² (米・英)
陪審員→有罪無罪の決定
裁判官→量刑の決定
- *²³ (独・仏)
参審員→裁判官と共に
有罪無罪と量刑を判断

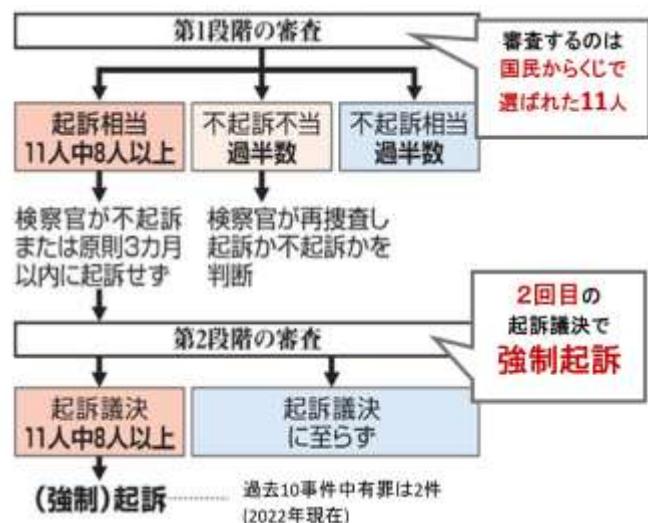
今後この制度はどうあるべきか…?

検察審査会のポイント

検察は、犯罪の疑いがあるものを捜査し、起訴するかどうかを決定する役割を担う。つまり、起訴において検察が全ての権限を握っており、万が一その決定が不適当だった場合に実施されるのが検察審査会である。検察の判断を監視する役割をもつ。

検察審査会のポイント

- (1) 審査する人は有権者。一般市民から抽選で選出。
- (2) 「起訴すべき」という判断が2度決定された場合には、検察は必ず起訴しなければならない。(=強制起訴)





(I) 司法権の独立

■ 司法権の独立…司法権は公正でなければならず、他の干渉を受けないようにする規則がいくつかある。

裁判所のみが司法権を持てるよう、日本国憲法下では^[1] 特別裁判所]の設置を禁止

- ①裁判官の職権独立(第 76 条 3 項)：裁判官は良心に従い、憲法・法律にのみ拘束=その他の圧力は除外！
例：[^[2] 大津事件] (1891) 大審院長であった児島惟謙が、国の圧力に屈せず正当な判決を行った事例
- ②規則制定権 (第 77 条)：訴訟に関する手続きなどを定める権利を持つ
- ③裁判官の身分保障：特例を除きクビにならない、相当額の報酬と身分が保障される



★定年以外で裁判官が罷免されるパターン

- (i) 心身の故障のため、職務をおこなうことができないとされた場合
- (ii) 国会が設置する^[3] 弹劾裁判所]で、罷免の判決を受けた場合
- (iii) 国民による^[4] 国民審査]によって多数が罷免とした場合 (最高裁判所裁判官のみ)

(II) 裁判所と三審制

■ 裁判の種類 民事裁判と刑事裁判の違いは、プリント No.24 でまとめたものを参照してください。

※民事、刑事の他に、政府や地方公共団体が行う行政行為について適法性を争う^[5] 行政裁判]がある。

■ 裁判所の種類

- ・^[6] 最高裁判所]…日本に一つだけある裁判所。天皇が任命する長官 + 14 名の裁判官で構成
 - ・下級裁判所
 - [^[7] 高等]裁判所：全国に 8 か所あり、控訴・抗告審を扱う
 - [^[8] 地方]裁判所：各都道府県 + 北海道 4 か所の計 50 カ所
 - [^[9] 家庭]裁判所：家事事件や少年事件などを扱う
 - [^[10] 簡易]裁判所：罰金 140 万円以下の請求や罰金以下の刑にあたる第一審を扱う
- ※日本国憲法では、特別裁判所の設置が禁止されている。戦前は皇室裁判所や軍法会議などが存在した。
- ※2005 年 [^[11] 知的財産高等裁判所] ⇒ 知的財産権に関する訴訟を担当する。[^[12] 東京高裁] に設置
- ・^[13] 三審制]：国民の権利保障を確実にするために、3 回まで裁判を受けることができる制度
判決に不服があれば、上級裁判所にやり直し（上訴）を求めることが可能。
第一審判決を不服とした上訴を控訴、第二審判決を不服とした上訴を上告という。
 - ・^[14] 再審制度]：証拠が虚偽のものであったり、新しい事実が判明したりした場合、
裁判のやり直しができる制度 ⇒ 冤罪の防止

(III) 違憲審査権

■ 違憲審査権…裁判所が裁判を通して一切の法律・命令・規則などが憲法に反していないかを判断する権限
特に、最高裁判所は最終的な判断を下す場所であるとして^[15] 憲法の番人]と呼ばれる

憲法 9 条に関する違憲審査などでは、高度に政治的な問題であり裁判所では判断ができないとする

[^[16] 統治行為論] という考え方がある。

これまで最高裁判所で違憲判決が出た例は少数であるため、どんな判例があるかを知っておくとよい。

★頻出：尊属殺人重罰規定、薬事法距離制限、衆議院議員定数不均衡など… 参照 教科書 105 資料集 95

※教科書 106 ページ左側の「刑事司法」部分は、プリント No.14 右面を参照してください。本プリントでは省略します。

(IV) 国民の司法参加

2000年頃より、司法制度の課題を受けて新たな改革が進められてきた。(司法制度改革)

- (1) 日本司法支援センター([¹⁷ 法テラス])の設置 … 経済的理由で弁護士を依頼できない人を援助
- (2) 2009年 裁判員制度の導入
有権者から無作為に選ばれた[6]名の裁判員と、[3]名の裁判官(プロ)の9名で審議を行う。
- (3) [¹⁸ 檢察審査会]制度の見直し
無作為に選ばれた国民が、検察官の不起訴処分について審査する制度。→ 2009年から強制起訴が可能に
- (4) 時効の制度改革 … 殺人罪の時効廃止・延長(2010年)
- (5) 司法取引制度の運用 … 被疑者や被告人が他人の犯罪を明かすことで自身の刑罰を軽減することができる
- (6) 法科大学院([¹⁹ ロースクール])の運用 … 法律家の増員を目指して開設(2004)

裁判員裁判のポイント

- (i) 死刑や無期懲役などの重い刑罰の事件が対象
- (ii) [²⁰ 刑事]裁判の[²¹ 第一審]のみで行われる
- (iii) 有罪無罪+刑罰の内容を全員で判断する

裁判員が選ばれる流れ

- ①有権者からくじで選ばれた人が候補者名簿に載る
- ②70歳以上や重病の人、妊娠中の女性などは辞退できる
- ③名簿の中から選ばれた人が、裁判所の呼び出しを受ける
- ④呼び出しを受けた人から、事件を担当する裁判員が決定
- ⑤裁判官とともに刑事裁判を担当する



裁判員制度の課題

- (i) 裁判員候補者の辞退率上昇
高齢化により裁判員候補者の確保が難しいことや、数週間かかる審理では職場を休んだり、家庭を空けて裁判員を引き受けることが難しいことが原因で、辞退率が半数を超えることも。
- (ii) 裁判員をすることでの心理的負担・ストレス
- (iii) 裁判は裁判のプロに任せるべきではないか?という意見

★諸外国の司法参加制度

- *²² 陪審制 (米・英)
陪審員→有罪無罪の決定
裁判官→量刑の決定
- *²³ 参審制 (独・仏)
参審員→裁判官と共に
有罪無罪と量刑を判断

今後この制度はどうあるべきか…?

検察審査会のポイント

検察は、犯罪の疑いがあるものを捜査し、起訴するかどうかを決定する役割を担う。つまり、起訴において検察が全ての権限を握っており、万が一その決定が不適当だった場合に実施されるのが検察審査会である。検察の判断を監視する役割をもつ。

検察審査会のポイント

- (1) 審査する人は有権者。一般市民から抽選で選出。
- (2) 「起訴すべき」という判断が2度決定された場合には、検察は必ず起訴しなければならない。(=強制起訴)

